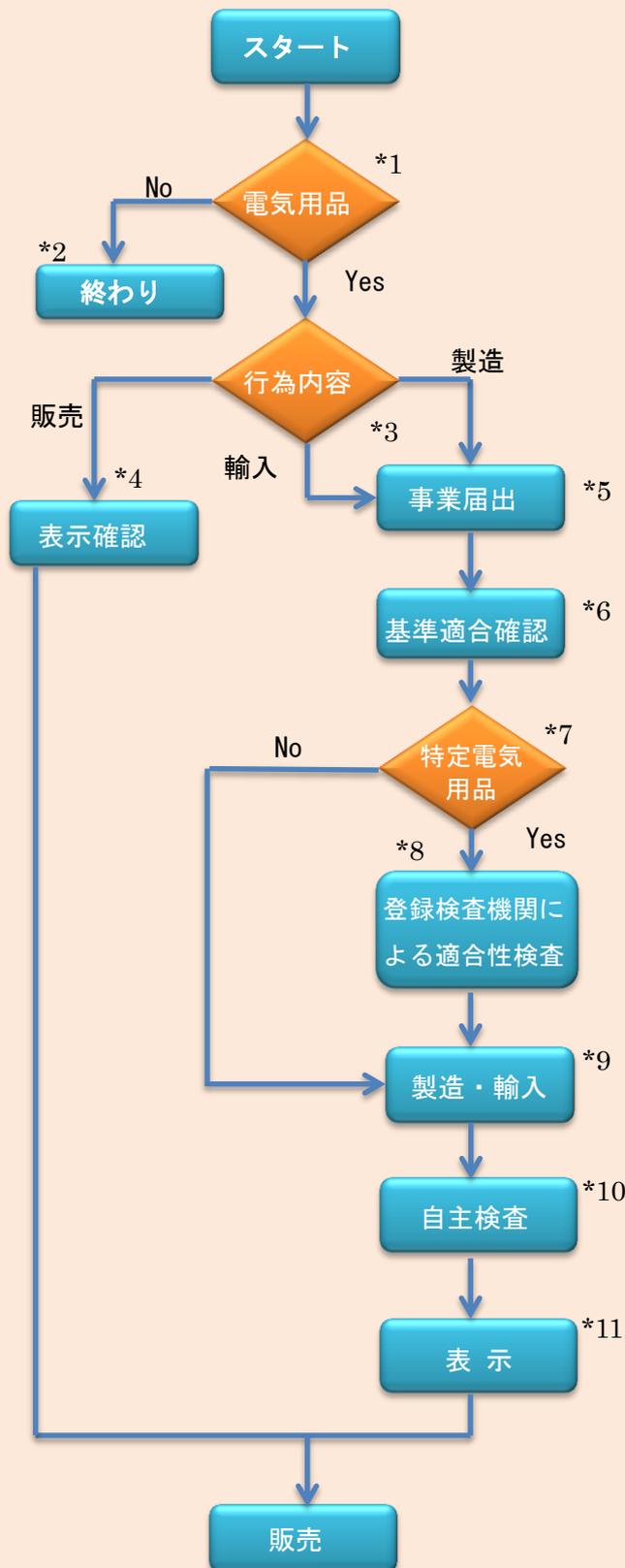


## 電気用品安全法 手続の流れ



\*1 製品が電気用品安全法に該当する電気用品であるかを確認

\*2 該当しない場合には、PSE マークは不要

\*3 事業内容が製造又は・輸入の場合、届出、基準適合確認、適合性検査等が必要

\*4 販売のみ場合、表示を確認した上で販売可能

\*5 新たに事業を開始する場合、事業開始から 30 日以内に経済産業局等に「事業届出」を行う

\*6 製造又は輸入する製品は、国が定める技術基準の適合義務がある。但し例外製品もあるので確認が必要

\*7 対象製品が特定電気用品（116 品目）又は、特定電気用品以外（341 品目）に該当するかを判断

\*8 特定電気用品（116 品目）の場合、登録検査機関の適合性検査を受け、発行された適合証明書を保存が必要。又、工場・設備検査も必要

\*9 適合性検査・確認に適合した後、対象製品の製造・輸入の開始が可能

\*10 国の定めた検査方式によって出荷前検査を実施し、その記録を検査の日から 3 年間保存する必要があります。

\*11 基準適合後、自主検査を実施した電気製品に限り、国が定めた表示（PSE マーク、事業者名称、定格電圧電流 etc.）を付した上で販売